

お知らせ

後期高齢者医療制度に加入している皆さんへ 保険証の更新・保険料見直しのお知らせ

■保険証を更新します

対象者

- ・75歳以上の全ての方
- ・65～74歳で一定の障がいがあり、後期高齢者医療制度に加入している方

有効期間

現在の保険証 7月31日まで

新しい保険証 8月1日から9月30日まで

※7月中に薄黄色の保険証を送付します。

※10月1日から医療費の自己負担割合に2割負担が加わるため、令和4年度は保険証を2回送付します。10月1日から使用できる保険証は9月中に送付予定です。

※現在、限度額証および減額認定証をお持ちの方で、令和4年度も対象となる方には、新しい限度額証および減額認定証を同封します。有効期限は令和5年7月31日までです。

■令和4・5年度の保険料を見直しました

保険料は、医療給付費の動向や制度改正を踏まえ、2年ごとに見直しを行います。5月末までに後期高齢者医療制度に加入された方には、7月中に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を送付します。1年間の保険料額や納付方法が記載されていますので、ご確認ください。

■保険料の納付が難しいとき

保険料の納付相談を行っています。失業、災害などの理由で納付が困難な方は、早めに相談してください。

問 市民課保険年金係（内線136）

7月31日まで



8月1日から9月30日まで

お知らせ

特別児童扶養手当、障害児福祉手当、
特別障害者手当、心身障害児福祉手当の
現況届をお忘れなく

特別児童扶養手当、障害児福祉手当、
特別障害者手当、心身障害児福祉手当を
受けている方を対象に、次の日程で現況
届を受け付けます。（手当を受給中の方
には案内を送付します）

期日 8月12日（金）、15日（月）

時間 午前9時30分～正午、午後1時～
4時30分

場所 市役所3階・大会議室3B

※右記の日程で手続きができない方は、
8月16日（火）～26日（金）の平日（午前8
時30分～午後5時15分）に福祉課まで届
け出してください。

各種手当の支給を希望する方へ
手当を受けるには申請が必要
です。また、手当の支給が決定
されても所得額（扶養義務者も
含む）により支給停止になるこ
とがあります。

※施設などに入所したり、病院
などに入院したりしているとき
は該当しない場合があります。

問 福祉課（内線219）

特別児童扶養手当

身体や精神に中程度以上の障がいがある
20歳未満のお子さんを養育している方に
支給される手当

障害児福祉手当

身体や精神に重度の障がいがあるため、
日常生活で常時介護を必要とする20歳
未満の方に支給される手当

特別障害者手当

身体や精神に最重度の障がいがあるため、
日常生活で常時特別の介護を必要とする、
在宅の20歳以上の方に支給される手当

心身障害児福祉手当

身体障害者手帳や療育手帳を所持する20
歳未満のお子さんを養育している保護者
に支給される手当（特別児童扶養手当や、
障害児福祉手当を受給している場合を除く）